

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(10月分)

■令和5年10月1日～令和5年10月31日

令和5年10月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月6日	金融経済教育推進機構に関する意見書	全国証券問題研究会 代表 石川 真司	1 第211回国会に提出された金融商品取引法等の一部を改正する法律案中の、「金融サービスの提供に関する法律」の一部改正に記載された金融経済教育推進機構の内容を、今後具体的に制度化し、運用をするに当たっては、金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告や、改正法案に係る衆議院財務金融委員会の審議の内容及び同附帯決議の趣旨や内容を的確にとらえた適切なものとすべきである。 2 金融経済教育推進機構における金融経済教育が、投資や資産形成偏重とならないように、日本証券業協会・全国銀行協会をはじめ、投資を推し進めることに利害を有する業界団体等ではなく、これまで金融経済教育を担ってきた日本銀行の金融広報中央委員会が中心となり、機構の制度が具体化され、中立的な運用がなされるべきである。
10月16日	インターネット通販における定期購入契約に対するさらなる規制を求める意見書	埼玉弁護士会 会長 尾崎 康	インターネット通信販売において、初回分を無料または低額のお試しと強調して商品購入の申込みをさせるが、実際には数か月にわたる定期購入契約を附帯させている、いわゆる「定期購入商法」に関する被害を防止するため、特定商取引法及びその政省令等において、通信販売業者に対する以下の諸規制を早急に導入すべきである。 1 特定申込みにおける最終確認画面及びアフィリエイト広告を含む広告画面表示に対して、 ①初回の契約条件と2回目以降の契約条件とを分離して表示することを禁止するなど、定期購入でないと誤認させる表示を禁止すること。 ②定期購入に関する支払総額、支払回数、総分量、引渡し回数等の一括表示を義務付けるなど、定期購入であることが明確に認識できる表示を義務付けること。 ③「いつでも解約できる」、「返金保証」など、解約及び返金に関する事項につき誤認させる表示を禁止すること。 2 広告画面における表示義務事項の不実の表示もしくは故意の不表示、または契約内容、取引条件、購入の必要性について人を誤認させる表示により、消費者が誤認して契約を申し込んだ場合、その意思表示の取消権を付与すること。 3 特定申込みにおける最終確認画面において、当該申込みが定期購入契約の申込みであること、消費者が特約による中途解約権を行使するにあたって条件が存在する場合にはその条件が存在すること、中途解約した際に違約金が発生する場合には違約金が発生することについて、消費者に対し、それぞれの承諾を求めることを義務付けること。 4 消費者から定期購入契約の申込みを受けた場合、当該消費者に対し、最終確認画面の契約情報を電磁的方法により遅滞なく提供することを義務付けること。 5 アフィリエイト広告を含む広告画面表示を一定期間保存し、消費者から、申込時の広告画面の開示請求があった場合、遅滞なく開示することを義務付けること。 6 消費者に対し、特約による中途解約を認める場合、インターネットでの申込手続きと同等の解約申出方法を義務付けること。

<個人情報保護制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月13日	健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの統合についての意見	一般社団法人全国消費者団体連絡会	マイナンバーカードは個人の意思で申請して取得するものであるが、健康保険証は国民皆保険制度の下で支給されるものであり、全く性格の異なる二つのものを統合するということは根本的にひずみを生むものである。 マイナンバーカードの申請はあくまで「任意」であることを鑑み、健康保険証のマイナ健康保険証への統合を希望しない国民、希望の有無を意思表示できない国民に対しては、2024年度での現行健康保険証の廃止を取り止め、継続使用を認めるよう法律を改正することを強く求める。 併せて、マイナ健康保険証に切り替えることにより、診療費の個人負担に関わるインセンティブを設定することが検討されているが、これは健康保険制度の中に不平等な仕組みを組み込む行為であり、導入すべきでない。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から7件の意見等が寄せられました(内訳: 消費者安全関係:5件、取引・契約関係:2件)。

寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。